

# 議案第51号

## 通学区域の一部変更について

### 1 変更内容

変更対象地区	変更前の指定校	変更後の指定校
高津区下作延五丁目1575番1他の一部 (仮称)川崎市高津区下作延計画	下作延小学校	久地小学校
	西高津中学校 (変更なし)	

### 2 変更対象地区の状況

令和5年6月に「(仮称)川崎市高津区下作延計画に係る条例環境影響評価準備書」が公表され、変更対象地区において、共同住宅Ⅰ用地に119戸、共同住宅Ⅱ用地に232戸、合計351戸のファミリータイプの共同住宅の建設が予定されています(令和8年3月頃完成予定)。

### 3 変更の理由

変更対象地区は、下作延小学校区及び西高津中学校区に属しています。今後、当該共同住宅の建設に伴い児童が増加し、下作延小学校では教室不足が生じ、同校において校舎増築を行うと、校庭の狭あい化など、教育環境への影響が見込まれます。

一方、久地小学校は、近年、児童数・学級数が減少傾向にあり、当該変更対象地区から通学する児童を受け入れられること、変更対象地区との距離が下作延小学校と同程度であり、児童の通学に係る負担の差が少ないと見込まれることから、当該変更対象地区を隣接する久地小学校の通学区域に変更いたします。なお、中学校区については、西高津中学校で受入れが可能と見込まれるため変更はいたしません。

また、変更対象地区は、新たに開発される住宅のため、現在居住者がいないことや、通学区域の境界付近にあることなど、地域への影響は少ないと考えられます。

### 4 施行日

教育委員会議決日から施行

### 5 その他

#### 【これまでの対応経過】

令和5年7～11月 関係学校(下作延小学校、久地小学校)・高津区役所への説明・意見聴取

令和5年11月～令和6年1月 地域への説明・意見聴取